

「健全な高校野球を育てるために」（通達）

他の都道府県から中学生を入学させる、いわゆる「野球留学」問題で、さまざまな弊害が指摘され、その指導方法を種々論議しはじめて数年が過ぎました。もちろん中学生がどの高等学校に入学するかは、区制などの制限がない限り何の制約もありません。

日本高等学校野球連盟では、「野球留学」といわれる他都道府県からの入学そのものを規制できなくても、そこから派生する問題やそれらの防止策について検討を進めてきました。

中学生がどの高等学校に進学するかは、一般的に「将来の大学進学などの進路を考え」、「指導者の指導力」、「学校環境」などを選択の条件とします。このため受入れ側の高等学校は「特色ある学園づくり」を目指し、力を注ぎます。そして「ここまでなら憲章や規則に触れないだろう」とか「規則にはない」と身勝手な解釈を加えて次第に高等学校野球を歪めている実態があり、憂慮すべきことであります。

スポーツを通じての人間形成は大きな教育的効果があることは周知の通りですが、余りに偏重すれば形成途上の青少年に及ぼす心身への影響は極めて大きく、時にはその一生を左右するような決定的要因となります。特に中学生を勧誘することは、本人に「野球だけをすればよい」などと誤った優越感や特権意識を持たせることになり、精神面への悪影響は大きなものがあります。

高等学校野球の本来あるべき健全な姿を守るためにも、まず各高等学校の指導者の皆さんが真剣に青少年の心身への効果と影響を考えて、再度襟を正して野球部の運営に当たっていただきたいものです。

つきましては、先に都道府県高等学校野球連盟に、こうした懸念される実態の調査をお願いし、加えて効果的な防止策の提案を要請しました。

その結果をもとに、特に問題となる「中学生の勧誘」について、次の通り具体的な指導要領をまとめましたので貴連盟加盟校へこの通達の周知徹底方についてよろしくご指導下さるようお願いいたします。

記

- 1 いかなる場合でも高校側の指導者や関係者が中学生の家庭を訪問したり、勧誘するなどの行為はしてはならない。
- 2 高校のOB（会）や後援会が学校とは別の動きをし、結果的には高校の代替役を果たして勧誘に回っているケースが見受けられる。
従って、こうした周囲の動きには特に留意し、少しでもそのような動きを察知すれば直ちに自粛、自戒する措置をとること。
- 3 中学野球や少年野球関係者から入学についての打診や相談は、はっきりと一線を画し、当該生徒の進路指導は、あくまで中学校の進路担当教師との間で正しく進められるよう留意すること。
- 4 「高等学校新入生徒の練習参加に関する規定」に規定されている通り、入学以前に中学生を対象としたいわゆるセレクションを行ったり、練習に参加させてはならない。
- 5 高校が中学校（また少年野球）の試合を主催したり、試合を斡旋したりしてはならない。
また高校が地域の中学野球や少年野球に誤解を招くような寄附をしたり、野球の指導を行ってはならない。

以 上

高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定

(1). アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは12月1日より翌年3月20日までとする。

(2). アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に重点を置くこと。

ただし、3月の第2土曜日から、学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3月の第2土曜日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合をすることは差し支えない。

(3). 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

選抜高等学校野球大会出場校（補欠校を含む）は、前項但し書きの練習試合はできるが、出場間の試合は同大会終了までできない。

なお、壮行試合など公式行事はできない。また大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

また、母校出発日は、従来選抜大会最終日からさかのぼって3週間を超えないこととする。なお、曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

(4). 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合することは差し支えない。